

いわき都市計画土地区画整理事業の決定

【いわき市復興整備計画（いわき市決定）】

都市計画久之浜震災復興土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		久之浜震災復興土地区画整理事業		
面 積		約 28.3ha		
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	配 置
		幹線街路	3・5・128 久之浜港線	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		区画街路	7・7・15 賤後三松線	
		上記道路を基幹に土地利用に応じて区画道路を配置し、適正な街区を形成する。		
	公園及び緑地	津波被害の軽減を図り安全で快適な市街地環境を形成させるため、海岸沿い及び河川沿いに津波防災緑地を配置する。 また、公園は、誘致距離等に配慮しながら適切な場所に配置する。		
その他の公共施設	道路整備に合わせ、雨水排水施設、上水道供給施設を移設整備する。			
宅地の整備		宅地は住居系の土地利用を基本に整備する。 この内、沿岸部の既成市街地は、被災前の土地利用を考慮し、住環境に配慮しつつ、ある程度の用途混在を許容した住居系用途とし、西側の新市街地については、住居専用系用途とする。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

久之浜地区は、本市の北東部に位置し、北の玄関口として市街地を形成していたが、東日本大震災により甚大な被災を受けたことから、早期復興が望まれている。

このことから、沿岸域の既成市街地とＪＲ常磐線西側の新市街地を合わせた約２８．３haを対象区域として、災害に強く安全で快適な市街地の総合的な整備を行うため、復興整備計画に記載し、久之浜震災復興土地区画整理事業を、本案のとおり都市計画決定しようとするものです。



